

10月31日(月)は町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	3期	10月31日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	4期	10月31日(月)	3期	9月30日(金)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	4期	10月31日(月)	3期	9月30日(金)
固定資産税			3期	9月30日(金)

■町税や各種使用料などの納付には、口座振替が利用できます

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥児童クラブ利用料 ⑦子ども園利用料 ⑧学校給食費
- ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

口座振替がとても便利です

口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

口座振替を希望する方は 次の取り扱い金融機関でお申し込みください

- 秋田銀行 ○羽後信用金庫 ○秋田ふるさと農協
- 北都銀行 ○秋田おぼこ農協 ○ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

電子入札を開始します

美郷町では、平成29年1月より、一般競争入札における工事案件について電子入札システムによる入札を実施

します。下記日程により、入札参加者向け説明会を開催しますので、ご参加ください。なお、町内対象事業者には別途通知します。

開催日時●10月12日(水) 午後2時～
会 場●美郷町役場3階 大会議室

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

巡回行政相談を行います

10月17日(月)から23日(日)までの「行政相談週間」に合わせて、行政相談委員が行政相談所を開設します。行政に関する苦情や意見・要望など、お気軽にご相談ください。

日 時●10月12日(水) 午後1時30分～午後3時30分
会 場●美郷町公民館 メディアルーム

■行政相談委員

地区名	千畑地区	六郷地区	仙南地区
氏 名	鈴木清文さん	熊谷真利さん	月輪妙子さん

具体的な相談の例

- 【年金】国民年金を受給するための手続きを教えてください。
- 【雇用】未払賃金を支払ってほしい。
- 【生活保護】収入が少なく、生活が苦しいが、どうしたらよいか。
- 【窓口】どこの窓口で申請してよいか教えてください。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関等との間に立って、その解決を図る活動をしています。巡回行政相談以外にも、定期的に相談所を開設して、行政に関する相談に応じています。

■「行政相談」今後の日程

開設日	開設時間	場所
11月9日(水)	午前10時から正午	中央ふれあい館
12月14日(水)		
3月8日(水)		

※開設日時・場所は、「広報美郷」巻末の「町のカレンダー」にも掲載しています。

問 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

「乗合タクシー利用登録者アンケート」調査にご協力をお願いします

美郷町地域公共交通活性化再生協議会では、町内交流の活性化と町民の交通手段の確保のため、予約制乗合タクシーを運行しています。

乗合タクシーの利用登録をしている方々から乗合タクシー運行事業に対するご意見をうかがうため、利用登録

者 200 人を対象とし、「乗合タクシー利用登録者アンケート」による調査を行っています。

調査結果は、貴重なご意見として乗合タクシー運行事業に反映させていきたいと考えていますので、お手元アンケートが届いた際にはご協力をお願いします。

問 美郷町地域公共交通活性化再生協議会(町企画財政課 企画財政班) ☎0187(84)4901(内線2003)

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

■防災機材等の整備を行う事業

事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限額100万円)
※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ③施設のバリアフリー化に要する経費
- ④防災機材の整備や一時避難所としての機能強化に要する経費

■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額500万円)

申込方法●事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。

(申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。)

※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業(伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)

※ただし、補助金の交付が4回以上の事業は、必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

申込方法●事業を行う2週間前までに、企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。(申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからのダウンロードも可能です。)

※飲食に関する経費など、補助の対象にならない経費もあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

第4回水環境マイスター養成講座の受講生を募集しています

地域の水環境保全活動のリーダーとなる人材を育成するため、「水環境マイスター養成講座」を開催します。町や学校、住民団体等が主催する水環境学習会などに指導者、支援者として、「未来に誇れる美しい郷づくり」に参画して下さる方をお待ちしています。また、「マイスターまでは考えていないけれど、水環境についてもっと知りたい」という向学心にあふれている方も歓迎です。

日 時●10月8日(土) 午後1時30分～午後4時30分

会 場●美郷町中央ふれあい館 第1会議室

講 師●秋田大学大学院 工学資源学研究所附属
理工学研究センター 助教 網田 和宏 氏

申込方法●10月7日(金)まで電話で下記へお申し込みください。

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903